



**みなくち
子どもの森の催し**



- ◆森のおさんぽ(申込制)
 - 日時 3月16日(木)10時~11時
 - 内容 小さなお子さんの目線に合わせてゆっくりとした流れの中ですめます。
 - 対象 幼児と保護者
 - 定員 6人
 - 参加費 無料
- ◆シェアリング★ネイチャーゲーム《申込制》
 - 日時 3月18日(土)10時30分~11時30分
 - 内容 自然と仲良くなりたい方、一緒に自然の中で五感を使ってゲームをしませんか。
- ※お持ちの方は、自然体験カードを持参してください。
 - 対象 どなたでも参加可能
 - 定員 12人
 - 参加費 無料
 - 服装・持ち物等 野外で活動できるような服装。レジャーシート・バングナ等が必要な回も有り。雨天決行時の雨具(レインウェア・傘)その他詳細申込時に要確認。
- ◆しぜんさんぽ(申込制)
 - 日時 3月19日(日)14時~15時
 - 内容 子どもの森園内の今見られる自然を、ゆっくりと観察しながら歩きます。
 - 対象 どなたでも参加可能
 - 定員 10人
 - 参加費 無料
- ◆しいたけのほだ木づくり
 - 日時 3月26日(日)9時30分~12時
 - 内容 原木に菌打ちをして、しいたけのほだ木をつくります。菌打ちしたほだ木はお土産です。
 - 対象 小学1年生以上(小学生以下は保護者同伴)
 - 定員 4組10人まで
 - 参加費 1組200円
- ※場所:すべて、みなくち子どもの森にて開催
- ※申込方法:すべて、電話・FAX・メールにて受付。
- ※申込締切:すべて、開催日の前々日17時締切・先着順。
- ※前日・当日のお申込みはできません。ご注意ください。

問合せ 申込み ☎63-6712 ☎63-0466

☎koka30104600@city.koka.lg.jp

令和5年度軽自動車税(種別割)の減免申請の受付



次のいずれかの条件に該当する軽自動車等の軽自動車税(種別割)は、受付期間中に減免申請をすることで減免されます。

- 受付期間 4月3日(月)~5月24日(水)
- ※申請期間を過ぎると受付できませんので、ご注意ください。
- 申請場所 税務課、土山・甲賀・甲南・信楽地域市民センター
- 条件
 - 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方などが使用する軽自動車等で、条件を満たすもの
 - 公的機関や地縁団体等がその公益事業のために使うもの
- ※減免を受けられるかどうかの判断は、軽自動車等の所有条件や障がい区分、手帳の等級などによって異なります。詳しくは下記までお問い合わせください。

◆軽自動車や軽二輪・自動二輪の税申告(税止め)

本市で課税の対象となっている「滋賀」ナンバーの軽自動車やオートバイ(軽二輪自動車、二輪の小型自動車)を滋賀県外で名義変更、住所変更、廃車などの登録変更をしたときは、本市での課税を止める「税申告(税止め)」の手続きが必要です。税止めの手続きを忘れると、市役所で車両の登録状況を把握できないために、軽自動車税(種別割)が課税され続けます。特に名義変更(移転登録)の場合、旧所有者に納税通知書が届いてしまい、思わぬトラブルの原因となりますので、必ず税止めの手続きをお願いします。詳しい手続き方法は、下記までお問い合わせください。

◆軽自動車の名義変更・廃車手続きをお忘れなく

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日に原動機付自転車、軽三・軽四輪車、小型特殊自動車(農耕用やフォークリフトなど)を所有している人に課税されます。4月2日以降に名義変更や廃車をされても軽自動車税(種別割)が課税されますので、ご注意ください。「所有者が変わった(亡くなった)」「もう乗っていない」などの場合は、4月1日までに名義変更または廃車の手続きをお願いします。

	取扱い車種	手続きの場所
滋賀ナンバー	●軽三輪車 ●軽四輪車	軽自動車検査協会 滋賀事務所 (守山市木浜町2298-3) ☎050-3816-1843
	●軽二輪 (125cc超250cc以下) ●二輪の小型自動車 (250cc超)	近畿運輸局 滋賀運輸支局 (守山市木浜町2298-5) ☎050-5540-2064
旧町ナンバー 甲賀市ナンバー	●原動機付自転車 (125cc以下のバイクなど) ●小型特殊自動車 (農耕用やフォークリフトなど)	税務課(市役所1階) ☎69-2128 土山地域市民センター ☎66-1101 甲賀地域市民センター ☎88-4101 甲南地域市民センター ☎86-4161 信楽地域市民センター ☎82-1121

問合せ 申込み 税務課 市民税係 ☎69-2128 ☎63-4574

**3月1日(水)~7日(火)
令和5年 春の
火災予防運動を実施します**



本格的な春の到来を迎えるこの時期は、空気の乾燥や強風などの様々な要因から、年間を通じて火災が起こりやすくなります。みなさんには、今一度火の取扱いに十分ご注意ください。防火・防災意識を高めましょう!

また、春の火災予防運動と併せて山火事・車両火災予防運動を実施します。以下のポイントに注意し、火災を起こさない街づくりを心掛けましょう!

< 火災予防のポイント >

- 家の周囲は整理整頓し、燃えやすいものを置かない。
- たばこの吸いがらは必ず消し、絶対に投げ捨てない。
- 強風時や乾燥時は、たき火、火入れ、野焼きをしない。
- たき火など火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火する。
- 電車等の車両内へは危険物品を持ち込まない。

問合せ 甲賀広域行政組合
消防本部予防課
☎63-7932 ☎63-7940
✉fd-yobo@koka-koiki.jp
組合ホームページ
https://www.koka-koiki.jp



参照:総務省消防庁

**第15回 甲賀市
文化協会連合会芸能祭**



- 日時 3月12日(日)12時30分開演
- 場所 あいこうか市民ホール
- 内容 舞踊、和太鼓、フラダンスなどの舞台芸能
- 入場料 無料

問合せ 甲賀市文化協会連合会事務局
(あいこうか市民ホール内・月曜休館)
☎62-2626 ☎62-2625

もっとゆたかに

なぜ被害者を責めてしまうのか

高齢者が詐欺の被害にあったというニュースを耳にすると、ふとこんな考えが浮かぶことがあります。「身にやましいことがあるから家族に相談できなかつたんじゃないか?」痴漢被害にあった女性に対しても、「露出の多い服装だったんじゃないか?」落ち着いて考えれば悪いのは加害者側であり、被害者が責められるのは理にかなっていません。それなのに、どうしてそう考えてしまうのでしょうか。

それは、私たちが社会に秩序や安定を求めていることに起因します。たとえば、「良いことは良い人に起こり、悪いことは悪い人に起きる。頑張った人は報われ、頑張らなかつた人は報われない。」という仮説のもと、自分の住む社会にはこうした秩序があると考えられるのです。そして、良い行いに努めたりコツコツと努力したりして、人生をよりよく生きようとする。このこと自体は、とてもいいことです。しかし一方で、先のような出来事に接すると「被害者にも何か落ち度があったのでは」という思考回路に陥る危険性があることも知っておかなくてはなりません。自分が被害にあったときには、過度に自分を責め、助けを求める力を失いかねません。

今私たちの社会は、さまざまな社会的弱者の側に問題の原因を求めようになってはいないでしょうか。誰一人取り残さない社会に向けて、問い直さなくてはなりません。

問合せ 人権推進課 人権教育室 ☎69-2150 ☎63-4554

**ナチュラル ヨガ
受講生募集**



自律神経のバランスを整え集中力アップ、肩こり・腰痛解消、ストレス解消、シェイプアップ!心と体を癒してみませんか。

- ◆昼ヨガ
- 対象 16歳以上
- 開講日 火・木曜日 14時~15時
- 受講料 3,000円(月4回)、6,000円(月8回)
- 募集定員 5名

- ◆夜ヨガ
- 対象 16歳以上
- 開講日 金曜日 19時30分~20時30分
- 受講料 4,000円(月4回)
- 募集定員 8名
- 会場 あいの土山文化ホール会議室
- 申込期間 随時受付。なお各教室定員になり次第締め切りといたします。

問合せ 申込み あいの土山文化ホール ☎66-1602

**かえで会館
各教室来年度受講生募集**



- 教室名
 - フラワーアレンジメント教室(火曜日14時から)
 - 着付教室(月曜日19時30分から)
- 日程 4月から年6~8回程度
- 場所 かえで会館
- 定員 各10名程度
- 材料費 別途実費負担
- 申込方法 来館・電話・FAX
- 申込締切 3月31日(金)

問合せ 申込み かえで会館 ☎86-4363 ☎86-4958

